

## 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

### ■設置経過

平成 27 年 4 月、本市が中核市に移行したことに伴い、従前都に設置されていた地方社会福祉審議会を「中核市 八王子市」に設置することとなった。

本市においては、すでに地域福祉について審議する組織「八王子市地域福祉推進協議会」を「要綱設置」していたが平成 27 年 3 月末に廃止。

新たに社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議する市長の附属機関として「条例設置」する「地方(八王子市)社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」を設置する。

### ■所掌事務

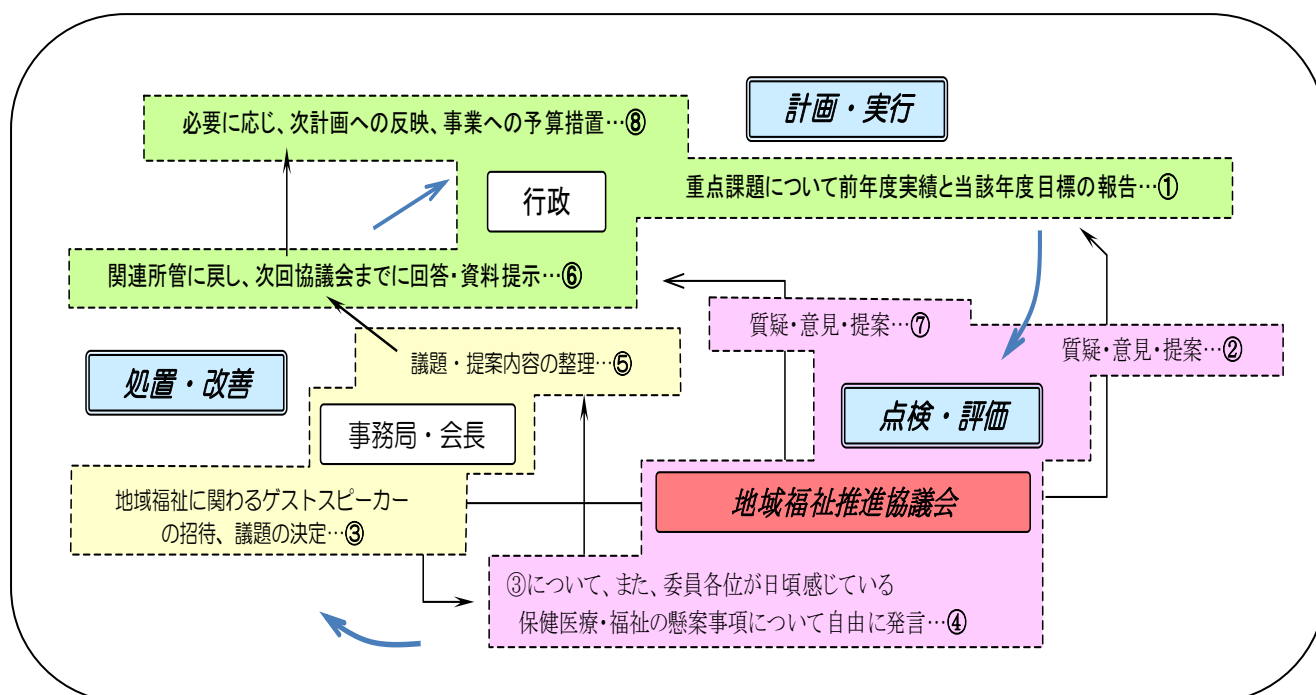
八王子市社会福祉審議会条例第 2 条により、市長の諮問に応じ、社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。

#### 想定される諮問事項

- 地域福祉計画策定  
次期計画(平成 30 年～) 【平成 29 年度策定予定】
- 地域福祉計画重点事業・課題に関する審査
- その地域福祉に係る課題に関する審査

### ■具体的な進め方

- ・旧八王子市地域福祉推進協議会が担ってきた内容について継続審議
  - (1) 『第 2 期 八王子市地域福祉計画』の進行管理及び評価に関すること。
  - (2) 『第 2 期 八王子市地域福祉計画』の重点課題に関すること。
  - (3) 保健医療・福祉の総合的な推進に関すること。



- ① 行政から、重点課題について前年度実績と当該年度の目標を報告。
- ② 報告内容に対する質疑、意見、提案。
- ③ 会長の判断で議題を設定した上で議論することやゲストスピーカーを呼んで講演をしてもらうことも想定。
- ④ 委員各位が日頃感じている保健医療・福祉の懸案事項について、自由に発言し、意見交換。
- ⑤ ④の発言、意見交換について、議題・提案内容を会長・事務局で整理。
- ⑥ 意見・提案内容に応じた関連所管と調整し、次回協議会までに回答・資料提示。
- ⑦ ⑥の提示に対する質疑、意見、提案。
- ⑧ 必要に応じて次計画への反映や、事業の予算措置。

#### ■開催頻度

毎年 6月～7月、1月 また必要に応じ臨時で開催